

告示

埼玉県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年四月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
ひばり薬局日赤前店	深谷市上柴町西二―二二―一八	株式会社グランドール	介護予防居宅療養管理指導	令和四年五月一日
薬局くすりの福太郎 吉川駅前店	吉川市木売一―五―三吉川情報サービスセンタービル一階	株式会社くすりの福太郎	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年四月一日
薬局くすりの福太郎 三郷中央店	三郷市中央一―三―一エムズタウン三郷中央一F	株式会社くすりの福太郎	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年四月一日
あるも薬局 野台店 上	深谷市上野台字御屋敷二三―一―一	株式会社Sooming	介護予防居宅療養管理指導	令和四年一月一日